

○座間市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(平成 27 年 11 月 11 日教育委員会告示第 16 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童生徒の小・中学校への就学の特殊事情にかんがみ、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条の保護者及び現に児童又は生徒を保護している者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とし、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 特別支援教育就学奨励費の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 座間市内に住所を有し、及び座間市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等
- (2) 他市町村に住所を有し、区域外就学の承諾を得て座間市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等のうち、住所を有する市町村から特別支援教育就学奨励費の支給を受けていない保護者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特別支援教育就学奨励費の支給の対象としない。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する児童福祉施設、指定療育機関等に入所、又は入院し、当該施設について就学に係る措置費又は療育の給付を受けている者
- (3) 座間市就学援助要綱(平成 27 年座間市教育委員会告示第 号)第 2 条に規定する就学援助の対象者
- (4) 特別支援教育就学奨励費辞退届を提出した保護者等

(申請)

第 3 条 特別支援教育就学奨励費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、座間市特別支援教育就学奨励費申請書兼収入額・需要額調書(以下「申請書」という。)にその年の 1 月 1 日現在の住所地における市区町村民税課税(非課税)証明書を添付の上、教育長が定める日までに在籍する小・中学校の学校長(以下「学校長」という。)を経由して教育長に提出するものとする。

2 年度の途中で特別支援学級に入級することになった児童生徒の保護者は、速やかに前項の書類を学校長を経由して教育長に提出しなければならない。

3 第 1 項の市区町村民税課税(非課税)証明書は、世帯を構成する者がその年の 1 月 1 日現在座間市に住所を有し、及びその者に係る課税資料の閲覧を教育長に対し承諾するときは、提出を要しない。

4 特別支援教育就学奨励費の受給を辞退する者は、特別支援教育就学奨励費辞退届を学校長を経由して教育長に提出するものとする。

(支弁区分)

第 4 条 特別支援教育就学奨励費は、保護者等の属する世帯の収入の額(以下「収入額」という。)と生

活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額(以下「需要額」という。)の割合に応じ、次に掲げる支弁区分に基づき支給する。

- (1) 第1区分 収入額が需要額の1.5倍未満
- (2) 第2区分 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満
- (3) 第3区分 収入額が需要額の2.5倍以上

(通知)

第5条 教育長は、第3条第1項の規定による申請書に基づき審査を行い、支弁区分を決定し、学校長を経由して申請者に通知するものとする。

(支給期間)

第6条 前条の規定による支弁区分の決定を受けた者に対する特別支援教育就学奨励費の支給期間は、教育長が定める日までに申請書の提出があったものについては当該年度の4月1日から当該年度の末日までとし、教育長が定める日以降に申請書の提出があったものについては提出日から当該年度の末日までとする。

(特別支援教育就学奨励費の支給の取消し及び停止)

第7条 教育長は、第5条により支弁区分の決定をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日以降の特別支援教育就学奨励費の支給を取消し又は停止することができる。

- (1) 児童又は生徒の転出等により、第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書に虚偽又は不正があったとき。

2 前項の規定により特別支援教育就学奨励費の支給を取消し又は停止した場合において、既に支給した特別支援教育就学奨励費があるときは、当該特別支援教育就学奨励費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(支給費目及び支給額)

第8条 特別支援就学奨励費の支給費目及び支給額は、教育長が別に定める。

(変更の報告)

第9条 保護者は、特別支援教育就学奨励費の支給申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに教育長に届け出るものとする。

2 前項の規定により保護者から変更の届出が提出された場合、教育長は、すでに決定した支弁区分について再審査が必要と判断するときは、保護者に必要書類の提出を求め、第4条に規定する支弁区分を再審査するものとする。

(実施細目)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。